

諮問番号：2023年度諮問第1号

答申番号：2023年度答申第1号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）が2023年1月15日付けで提起した、処分庁町田市福祉事務所長による保育の利用保留処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査会の調査審議をめぐる経過

- 1 2023年1月11日 処分庁から審査請求人に本件処分を通知
- 2 2023年1月15日 審査請求人による本件処分の取消しを求める審査請求
- 3 2023年3月 2日 処分庁による弁明書の提出
- 4 2023年5月 9日 審理員による審理員意見書の提出
- 5 2023年5月11日 審査庁から審査会に対する諮問
- 6 2023年5月26日 審査会の調査審議
- 7 2023年6月30日 同上

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) いかなる審査基準によって保育の利用の可否の審査をしているのかが明らかでないので、明らかな選考基準を明確に提示してほしい。
- (2) いかなる具体的理由で本件処分に至ったのかが明らかでない。
- (3) 保育を利用する権利が侵害され、保育の利用が可能な児童との間に著しい不

平等が生じる。

- (4) 児童福祉法（以下「法」という。）第3条の3及び第24条第1項は、保育を必要とする場合において児童を保育所において保育すべき義務を市町村に課しているところ、町田市は、審査請求人の子に対してこの義務を果たしていない。
- (5) したがって、本件処分は取り消されるべきである。

## 2 処分庁の主張

- (1) 町田市では、町田市保育の利用に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）を策定し、その中で入所選考基準を定めている。
- (2) 本件処分は、審査請求人が希望した保育所等の申込者がいずれも定員を超えていたため、入所選考をした結果なされたものである。なお、本件処分の通知書においては選考の具体的な順位等を記載していないが、これは、(ア) 多数の申込者がいる中で通知書に具体的な順位等を記載するとなると、結果の通知に時間がかかり、その後の利用調整等の時期が遅れてしまう、(イ) 公表されている審査基準によって、利用保留処分となった理由が相当程度推認できると思われる、及び(ウ) 他の児童や保護者のプライバシー保護という理由がある。
- (3) 法附則第73条第1項により読み替えて適用される法第24条第3項は、「市町村は、保育所、認定こども園……等の利用について調整を行う」と規定しているところ、本件処分はこの調整の結果行われたものであり、町田市に義務違反はない。
- (4) したがって、本件処分は違法又は不当ではない。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件審査請求において審査請求人が主張する理由はいずれも認められないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却され

るべきである。

## 2 判断の理由

### (1) 本件処分の経過について

要領は、保育所等の利用の可否を決定するために必要な基準を具体的かつ客観的に定めたものといえる。

審査請求人が提出した利用申込書に記載された事実を要領第8及び第9に従って別表第1及び第2に当てはめると、〇〇〇〇さんの選考指数は〇点となる。そして、処分庁から提出された選考結果一覧によると、審査請求人が希望した各保育所等における〇〇〇〇さんの順位は、他の申込者と比較して高くなかったために本件処分が行われたことがわかる。

したがって、本件処分は選考基準に従った処分が行われているといえ、その判断に違法又は不当な点は見受けられない。

### (2) 審査請求人の主張(1)について

審査基準については、要領の中で具体的かつ客観的に定められているところ、同要領自体は町田市の内規文書であり広く公開されているわけではないものの、基準の内容は、「町田市2023年度入園のしおり」において公開されている。

したがって、いかなる審査基準によって保育の利用の可否の審査をしているのかが明らかでないとはいえない。

### (3) 審査請求人の主張(2)について

本件処分の通知書の理由の記載では、保育所等の定員の関係で4月1日に入所ができないということが分かる一方、法第24条を具体的にどのように適用した結果、〇〇〇〇さんの入所ができないという結論に至ったのかを直ちに窺い知ることはできない。しかし、「町田市2023年度入園のしおり」においては、各保育所等の定員、申込者が定員を上回る場合の選考方法及び審査基準(別表第1から第3まで)が公開されている。そして、別表第1及び第2を当ては

めることによって審査請求人は〇〇〇〇さんの選考指数を知ることができるとともに、別表第1から第3までを適用して入所選考が行われた結果、〇〇〇〇さんについては他の申込者と比較して順位が高くなかったために、本件処分が行われることになったということを窺い知ることができる。

以上からすると、本件処分に至った具体的理由が明らかでないといえない。

#### (4) 審査請求人の主張(3)について

本件処分は審査請求人が希望した3つの保育所等について利用保留処分を行うものであり、他の全ての保育所等の利用や、認可を受けずに運営する保育施設の利用についてまで利用保留処分を行ったものではない。希望した保育所等に希望した時期から入所できないことによって審査請求人には一定の不利益が生じるが、本件処分の上記性質に照らすと、本件処分自体が審査請求人及び〇〇〇〇さんの保育を利用する権利を侵害し、保育の利用が可能な児童との間で著しい不平等を生じさせているといえない。

#### (5) 審査請求人の主張(4)について

法第24条第1項の「次項に定めるところによるほか」という文言からすると、法は市町村に対し、保育を必要とする全ての児童について保育所において保育する義務を課しているわけではないと解される。加えて、法第24条第3項が利用調整について規定していることからすると、法は、定員を上回る需要がある場合に市町村が調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所への入所が認められない児童が生じるという事態を想定しているものと解される。

以上のことからすると、法第3条の3及び第24条第1項は、市町村に対して個々の児童について保育所での保育を実施する義務を課しているといえず、定員を上回る需要があることを理由に保育の利用保留処分を行ったとし

ても、そのこと自体をもって法第24条第1項の義務に違反したということはいえない。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審査請求人の主張（1）について

行政手続法第5条第3項は、審査基準について「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない」と規定している。

処分庁は、保育所等の利用を申込み方に向け、「町田市2023年度入園のしおり」という冊子を作成している。本冊子には、申込手続きのほか、希望する保育所等について定員を上回る申込みがあった場合の選考方法、選考基準が記載されており、「町田市2023年度入園のしおり」は本件処分に係る審査基準に該当する。そして、処分庁はその審査基準を、保育・幼稚園課の窓口、市内の子どもセンター、子どもクラブ、地域子育て相談センター、保育所等に据え置くとともに、ホームページで公開している。

以上からすると、本件処分に係る審査基準は行政手続法第5条第3項の規定に沿って公にされており、いかなる審査基準によって保育の可否の審査をしているか明らかでないとはいえない。

### 2 審査請求人の主張（2）について

行政手続法第8条第1項は、処分に至る理由について「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その

他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる」と規定している。本件処分は、希望した保育所等に4月1日に入所することができないとする「拒否する処分」にあたることから、本規定に沿って理由を示す必要がある。

本件処分については、審査基準である「町田市2023年度入園のしおり」が公にされているところ、このしおりから審査請求人は、自らの選考指数や、選考指数が同数の場合の選考方法、入所を希望した保育所等の定員などを知ることができる。また、処分庁は、申請者から処分の理由について問い合わせがあれば、個々に一定の詳細な説明を行うよう体制をとっており、審査請求人は、保育・幼稚園課に、自らの選考指数や順位等を確認することもできる。

これらのことからすると、審査請求人は、本件処分の通知書に記載された「当該保育所等への申込み者が多く保育所等の定員に余裕がないため、児童福祉法第24条の規定により選考の結果、4月1日に入所することができません」という理由により、他の申込者と比較して自らの順位が高くなかったために本件処分が行われたことを知ることができる。

以上からすると、本件処分の理由の提示は、行政手続法第8条第1項に則して行われており、いかなる具体的理由で本件処分に至ったのかが明らかでないとはいえない。

なお、審査請求人は、2022年12月1日に保育・幼稚園課の職員から電話で質問を受けた、〇〇〇〇さんの病気のことが審査に影響したのではないかと述べている。しかし、処分庁は、電話での聞き取りの結果、〇〇〇〇さんは集団保育が可能であるとして、他の入所希望者と同様に選考を行っており、〇〇〇〇さんの病気が審査結果に影響したという事実は認められない。

### 3 審査請求人の主張（3）について

審査基準である「町田市2023年度入園のしおり」は、処分庁の裁量の範囲

内で定められており、その内容は、多数の申請者のうちから少数特定の者を具体的個別的事実関係に基づき選択して許否を決する基準として、公正かつ合理的である。本件処分は、当該審査基準に則り適切に行われており、本件処分により、審査請求人の保育を利用する権利が侵害され、保育の利用が可能な児童との間に著しい不平等が生じているとはいえない。

#### 4 審査請求人の主張（4）について

法第24条は、第1項において、保育を必要とする児童に対して保育所において保育をしなければならないと定め、第2項において、認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保する措置を講じなければならないとしている。さらに、第3項において、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足する場合は、これらの利用者について調整を行うとともに、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業者に対して保育の利用の要請を行うこととしている。このように法は、市町村には、保育所によって、あるいは地域の実情に応じて保育所以外的手段で保育を行う義務があることを定めた上で、待機児童が発生している場合などを想定して、保育所利用希望者の利用調整等を行うことを想定している。したがって、市町村が、定員を上回る必要があることを理由に保育の利用保留処分を行ったとしても、そのこと自体をもって法第24条第1項の義務を果たしていないとはいえない。

前述のように、本件処分は、公正かつ合理的な審査基準に基づき適切に行われており、町田市が申請者との関係で法第24条第1項の義務を果たしていないとはいえない。

#### 5 結論

以上1から4までに述べたとおり、審査請求人が主張する理由はいずれも認められないことから、本件審査請求は、第1の審査会の結論のとおり答申する。

2023年6月30日

町田市行政不服審査会

会長 大貫 裕之

委員 里岡 玲子

委員 吉田 衣里